

説明

この例は、明治初年の古文書ですが、くずし字が少ない文章と、同じ内容で、くずし字がやや多い文章を例にとり、古文書の文体とくずし字を勉強します。あわせて、

古文書の多くは、候文（そうろうぶん）ですので、候文の例も勉強します。

この古文書の説明

半田市乙川地域は、明治39年亀崎町に併合されるまでは、乙川村でした。

乙川村に平地新田という地域がありましたが、平地新田はそのスタート時点寛文四年（1664年）には、平地村でした。その後、乙川村に併合されました。

明治7年に平地新田の村役人が平地村を再興しようと思いました。その時の文書です。

平地新田が愛知県に平地村を再興したいと申請したところ、乙川村はそれに反対しました。

その反対した内容を読んでいきます。

古文書勉強会

2024年12月

古文書の構成の特徴1

現代文のような句読点がありません、その代わりに、候、者（ハ）、處、然ラハ、就テハ、陳ハ（サテハ）、共、などをを使って、区切っています。

候の使い方

候文の例

候文の例	読み	意味
候	そうろう	です、ございます
御座候	ござそうろう	～でございます
御座無候	ござなくそうろう	～ではございません
候而者	そうろうては	～しては
候得共	そうらえども	～ですが
候得者	そうらえば	～したら
		したところ
候ハハ	そうらはば	～したならば
候間	そうろうあいだ	～でありますので
候上者	そうろううえは	～したうえは
候儀	そうろうぎ	～したことは
候条	そうろうじょう	～したこと
候節	そうろうせつ	～するとき
候共	そうろうとも	～であっても
候旨	そうろうむね	～のしゅしは
候哉	そうろうや	～なので
候様	そうろうよう	～でありますよう
候由	そうろうよし	～とのよし

七本木池



古文書の文体の特徴その2

漢文風の返り点

無相違	有之	為指登	可皆納	不申	不苦	乍恐	奉差上	被下置	被為仰出
-----	----	-----	-----	----	----	----	-----	-----	------

報告

高村平地新田分離一村獨立仕度形面
產出後交私に檢中不仕許と一體
分別に自置地理稍雜混淆仕境
界種分場所有く才一耕地要水
と後字七本末上下池或所と内各
為と年柄、上池と分右新田耕地
用有、存者剩り留先早魁亦、當と

上池、水中池、引落、本村本田
要膏水、お用の規則、山登、元去月
平地新田竹内管七始と者、分村能
書、に、奥下依頼中、出、付、と、後、高村
高下、と、百姓、在、の、尔、説、以、交、交、有、奥下
不、波、根、一、同、と、者、新、然、中、笑、以、付、管、七、始、
奥下、お、以、付、在、事、由、在、
乙川村根元要水

一字七本末池

右より南村本田始大堤場に至る耕田
保育要水池より由性首分圃傳孫其
南村平地彩田周墾仕る地より
地理より右池より要水引溝に次第不
引通儀より右七本末池より地より
雨より堤築立三階の水ヲ圃に引り
用穀新田に用水引溝十合保水源

山林溪水流込口の根元より池女用
絶地より右新田膠漆より情實
難悉功費より存取上池より高底
式ツに分此時ヨリ一字七本末池ト稱シ
右堤坊費用村中一同より出今
より破壊亦有之右村中分補給仕
池水ハ一併に耕地に引溝に引
少々の潤雨有之幸柄ハ故障母之

其地先旱魃之害分村揚之
 廉ヲ以右之池取水分領等之付
 波是之拒之起り之方之
 在有人是罪分村仕度之り首等之
 不お整迄来仕来之通耕田要之
 支之之根取斗其片根取之度此
 年中上之也

第七大區二小區乙川村

副長

明治七年
八月

伊東精一

石川散之

市内若九

裕生八

徳富也

伊東卯八



次は、同じ内容の文書ですが、少々くずし字が多い文書です。
時間が許されるまで、読んでいきます。

報告

南村平池新田為離一村獨立供及
 形面差者後處私其換平不仕
 海志一體分別之付多地理諸難
 混清仕境界難分場所多之牙
 耕地要之級字七中未上下池
 或所之內為常之年柄上池之分
 新田耕地用之乃其用始在早魁

亦一長上池下池引所
 村由之需育水之由親為
 以清之尤去月平地村田中其
 之者有分村願書之其平依
 中於自其後南村高下之而
 亦該以處及本之其平下之
 形然申改其村其書之始之
 後在事平由之

乙川村根元要水

一字七本池

右者南村中田始大濕場之近耕田
保之月要水池之由性昔公圖傳
既在右南村平地新田保其佳然
地高之地理多右池之要水引涉之
其係少水而依之右七本池之角
地高之所之右地築之二條之水之圍

右之界及新田之用引涉

十全保水源山其溪水落也口之根

元之池必用之絕地其以右右新田膠

漆之佳實難忍次人之自右願上池

右之池之右之分右時引字七本池

卜新之尤堤坊費用村律一月之右

出之右之右之破壞亦之右之右村中

補修江池水之池之耕地之引涉之

臨主意、流石後、淫雨多、一年柄、
 障、
 之、
 彼、
 其、
 不、
 支、
 下、

美七區三區乙川村

副古集

明治七年

- 伊東村一郎
- 石川藤三
- 市川九郎
- 稻生八郎
- 警屋与右門
- 伊東卯八

同じ年代で、平地村再興に係わる文書で、すべてくずし字で書かれた文書です。

今日勉強したくずし字でどこまで読めるか、試してください。

分難不約以朕

考古通志區向多聚山川水

農中代

出由無水路

日 轄防有古馬

日 河東亦知八

乙丙水農其代新在車中其了必村

流其流為二子五念四十口官水計水此

考古通志區向多聚山川水

考古通志區向多聚山川水

由一少地新田各二方一縣古石二計甲此分

少流一境見子待中初于流字入水朱

引流新田其了了矣其流即古以來

為皆古之山川亦其古所據一源

有無名二午取石一少地新田其者甲

合水其山川相其尔流其為遠一村立

一源其流其相其切新其由之形其代

一回勢為其年連其書西其德其長其移

生海舟乘一扇。撫多。爲。象。回。人。
 神。原。傳。明。三。一。於。御。庭。分。村。上。原。之。時。
 而。無。之。堪。臨。楊。柳。集。分。計。之。初。慶。皆。
 由。海。之。御。庭。御。院。備。有。之。於。村。
 方。傳。也。片。之。在。於。水。之。乙。川。水。之。何。之。
 所。傳。有。之。遂。之。出。水。能。立。之。程。之。苦。
 情。之。有。之。其。智。通。之。以。愛。難。之。在。中。
 子。所。之。之。從。所。願。之。之。村。之。之。

卷之四

十一

障。御。身。之。可。之。也。之。勿。備。之。以。原。之。
 存。之。中。而。巨。細。之。多。之。之。有。之。之。也。
 未。之。夕。何。之。以。計。古。之。無。也。之。之。官。之。之。
 新。之。之。之。總。撫。之。之。存。之。之。之。之。之。也。
 可。之。如。之。新。之。之。之。之。御。之。之。之。之。之。也。
 之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。也。
 大。之。區。之。長。之。程。之。之。之。之。之。之。之。之。也。
 一。之。同。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。也。

卷之四

十一

季一向少作子服於附之其後
 將累之向後如之程之為前
 起形制之細形之其有能之其節
 無其之其自製其制時之其於村
 方子之其為遂之多少之其貴
 有之難品之其百何年之其地
 新向之其者其何時之其成後其
 逐其合之其用之其有極之其利

卷之四
 一第廿九
 101

解神年之其了標之其後
 其多其年其能之其其也

卷之四
 一第廿九
 101

以原之其三月其
 其其也

其其也
 其其也
 其其也

膠漆（こうしつ）にかわとうるし…交わりの堅いことを
言う
情実…人情上断然たる処置をなしかねること